

高度情報化社会がもたらした人間コントロール・テクノロジーの存在とその悪用を理解して、その危険に対処できる法整備をして公安調査庁の任務とすることで、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の撲滅へと導いて頂くための要望書

2010年1月27日

公安調査庁長官 北田幹直 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

住所：東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室（〒102-0072）

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、1998年1月25日任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫してテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪を解決すべく取り組んでまいりました。テクノロジー犯罪とは電磁波あるいは超音波のように見えない媒体を使って遠隔から人間の精神・身体に影響を及ぼす犯罪であります。嫌がらせ犯罪は、特定少数・不特定多数による特定個人への集中的な嫌がらせ行為であります。当NPOは設立以来12年間、定例会・相談会・アンケート調査を実施してその被害実態の把握に努めてまいりました。その結果以下の犯罪事実が明らかになってまいりました。

犯罪事実

1. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪による被害者が600名を超え、居住県が北海道から沖縄県にわたることから、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪は全国的規模で行われています。
2. 前記事実はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を実行する組織が全国に存在することを示しています。
3. 被害者は20歳代から80歳代まで老若男女を問わずいらっしゃいます。その中には子供の頃からの被害を訴えている方がいらっしゃいます。
4. ほとんどの被害者はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の対象となった理由が分からない状況にあります。

5. 両犯罪主体として近隣住民を疑う被害者が一番多い結果がでています。
6. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を実行するには被害者を絶えず走査・監視していなければできない犯罪です。この点から、被害者を絶えずとらえて離さないつきまといテクノロジーと高度な監視テクノロジーが使われています。
7. 人間の脳内で直接音声を聞かせる音声送信テクノロジーが使われています。
8. 人間の脳内で直接映像を見せる映像送信テクノロジーが使われています。
9. アイディアの挿入等人間の思考に影響を与えるテクノロジー、また思考を読むテクノロジーが使われています。
10. 感情・五感（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚）・生理機能・筋肉の動きなど運動機能を操作するテクノロジーが使われています。
11. 拷問感の挿入など、バーチャルな感覚挿入テクノロジーが使われています。
12. 針で刺された痛み、乾山で刺された痛み、各臓器をピンポイントで攻撃するテクノロジーが使われています。
13. 嫌がらせ犯罪は、①集団性（特定少数・不特定多数による）、②継続性・反復性（四六時中・1年365日継続、家宅侵入の繰り返し等）、③ストーカー性（絶えずつきまとう）、④タイミング性（何かをしようとするとその瞬間に嫌がらせが行われる）、⑤監視性（前記タイミング性をもって行えるほど高度な四六時中の監視行為）、⑥システム性（前記監視テクノロジーを中心として、実行する嫌がらせをプログラム化して自動的に行えるようにしたシステム）、⑦ネットワーク性（前記システムの全国的ネットワーク化）、⑧組織性（全国的な組織網）、⑨マニュアル性（アメリカでも同様の被害レポートが提出されていること、各被害者の被害実態が似通っていることから、マニュアルに従って実行されている）、⑩歴史性（両犯罪とも40年を超える歴史がある）、⑪非常識性（前記10の特徴が全て非常識なことばかりである）という11の特徴をもって行われています。
14. 嫌がらせ犯罪全体が非常識性で貫かれており、常識には一歩も近づけないという強固な意思を読み取ることができます。非常識であればあるほど誰も信じなくなります。そして追い込まれた先は、自殺か、緊急避難的対処か、不可思議な死か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取ることができる犯罪です。
15. 外国へ行っても、あるいは外国に居住している方からも被害の訴えがあることから、世界的規模で行えるようになっていいると考えられます。

以上の犯罪事実から、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪には高度なテクノロジーが使われ、全国的に、また世界的に行われていることが明らかになってまいりました。人につきまとい監視するテクノロジーは情報収集を重視する軍事面で最も必

要とされ発達していることはもちろんであります。諸外国の指導者の動向を知るだけでなく考えまで読めることは理想であります。さらにはその指導者を思うように動かせることが望まれるのです。テクノロジー犯罪事実のなかで人間の操作性が顕著に現れている技術を当NPOでは人間コントロール・テクノロジーと呼んでおりますが、欧米ではマインドコントロール・テクノロジーという言葉が使われております。最先端のテクノロジーはすでにこのレベルにあり、それが指導者だけでなく、一般市民に使われていることが当NPOの調査から明らかになってきたのです。

諸外国からの侵略対策

これはこれまでの侵略の概念を大きく変える事実であります。高度情報化社会となった今日、人間コントロール・テクノロジーを使った侵略が密かに行われているということでもあります。国家の治安を司る貴庁としてはまずこの点をよく理解していなければなりません。そして貴庁はそのような危険を回避する任務を遂行する機関でなければならないのです。それができるように速やかに法整備をして公安調査庁の新しい任務とする必要があります。

国内組織による悪用対策

人間コントロール・テクノロジーがたやすく手に入るようになっていることも考えなければなりません。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害の中で相当高度なテクノロジーが使われていると思えるものとそれほどでもないと思えるものまで被害は様々であります。資金力のある国内の組織が低レベルの人間コントロール・テクノロジーを入手して悪用していることも想定しなければなりません。またその組織が海外の組織と連携していることも考えなければなりません。嫌がらせ犯罪の特徴にある組織性、ネットワーク性、マニュアル性をみてもその可能性は大きいと思われます。そこで公安調査庁がこのような国内の組織も調査の対象とできるよう法整備されるべきであります。

研究開発段階での実験的悪用対策

人間をコントロールできるレベルと申しましたが、テクノロジー犯罪を経験してそれを認識した段階では認識していないときのように振り回されることはありません。犯罪事実4にありますように、ほとんどの被害者はなぜターゲットにされたのか分からない状態にあります。これは、知らせてしまつては正確なデータが得られないということが考えられます。そしてとことん追い込まなければ得られないデータというものもあることを想像させるのであります。これは人間コントロール・テクノロジーを完成させるための人体実験の対象となっていることを窺わせるものであります。当NPO確認被害者中3名が自殺している事実、国内自殺者が毎年

3万人を超えている現実からも、この面での調査は重要であります。この実験が必要とされ継続される限り自殺者の減少は図れないこととなります。一方で精神病院は繁盛間違いないところでもあります。さらには考えられないような凶悪犯罪の増加も避けられないと思われます。以上の理由から、人間コントロール・テクノロジー開発のための人体実験という観点からも調査できるよう法整備をして貴庁の任務とすべきであります。

公安調査庁は、「破壊活動防止法に基づいて、暴力的破壊活動を行う危険性のある団体について調査し」とHPで謳っております。高度情報化社会における人間コントロール・テクノロジーを使った外部からの侵略行為、国内組織による悪用、研究開発のための人体実験、これらは見えない方法による暴力的個人破壊行為と捉えられますので、これも貴庁の調査の対象とすべきであります。それよりもなによりも貴庁のような組織は前記テクノロジー・嫌がらせ犯罪事実を知ったら真っ先に飛んで行って状況を調査してしかるべき機関であります。破壊活動防止法の縛りがあるため規定から外れては動けないということは口実で、治安上の危険を感じる事態にはどこよりも敏感に反応して調査を開始すべきであります。まず調査して、現行法では対処できないと考えられた場合、破壊活動防止法を改正するか補完する法律を制定するよう動くべきであります。現行法を盾に対応できないということを口にするべき事態ではありません。速やかなる社会実態への対応が必要でありますことから以下要望致します。

要望事項

1. 高度情報化社会では、人間コントロール・テクノロジーを使っての外部からの侵略行為が密かに行われていることを理解して、その危険を回避する任務を遂行できるよう、速やかに破壊活動防止法を改正するか補完する法整備をして公安調査庁の新しい任務として下さい。
2. 高度情報化社会となっている今日、人間コントロール・テクノロジーを使った国内組織による個人に対する暴力的破壊行為が行われていることを理解して、それに対処できるよう破壊活動防止法を改正するか補完する法整備をして公安調査庁の新しい任務として下さい。
3. 高度情報化社会となっている今日、人間コントロール・テクノロジーをさらに完全なものとする必要性から、その実験台としての人体実験が本人の了解なしに行われていると考えられることから、それに対処できるよう破壊活動防止法を改正するか補完する法整備をして公安調査庁の新しい任務として下さい。

4. 高度情報化社会となっている今日、つきまといテクノロジーや監視テクノロジー、その他のIT技術を使って、特定個人を前記犯罪事実13にある11の特徴をもって嫌がらせが行われていることを理解して、それが個人破壊から社会破壊へとつながる危険性も考慮に入れて、それに対処できるよう破壊活動防止法を改正するか補完する法整備をして公安調査庁の新しい任務として下さい。
5. 要望事項1・2・3・4にある要因によると思われる被害者で当NPOは組織されていることから、その被害情報を調査に有効に利用して頂くために、当NPOに職員を常駐派遣して下さい。
6. テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪は、当NPOのような民間団体の取り組みでは全く不十分で、被害者を救済することはできません。貴庁のような機関が前面に立って取り組むべき重大問題であります。それができないようでは国家犯罪を疑われますことから、公安調査庁として本問題への速やかなる取り組みを断行して下さい。
7. 当NPO会員の被害状況は尋常ではなく、当NPOでは救済不可能な状況にある方が多々いらっしゃいます。そこでその窮状をご理解頂くために、会員から直接貴庁法令遵守委員会事務局「通報・相談窓口」へ任意の方法で連絡を取らせて頂くことに致します。その際は、当NPO会員であること、氏名・住所等連絡先を明示した上で被害状況を訴えるよう意思徹底を図りますので、連絡が行きましたらでき得る範囲での対応をお願い致します。

以上